



新制度での保育料は？

保護者が負担する幼稚園や保育所などの保育料は、現行の負担水準をもとに、国の基準を上限として、所得に応じて町が決定します。安平町の保育料については、概ね以下のとおりで予定しています。が、決定次第あらためてお知らせします。

なお、所得に応じて定める利用者負担額（保育料）は、これまで「所得税」をもとに算出していましたが、新制度では「町民税」によって算出します。

安平町内幼稚園保育料

保育環境や運営の変更まで右の保育料を徴収します。ただし、この保育料が下表（幼稚園・認定こども園保育料【1号認定】）の階層区分にある「保育料上限額」を超える世帯は表の保育料を徴収します。

◆幼稚園保育料（使用料）

追分幼稚園	（4・5歳児）	7,000円
はやきた子ども園	（3歳児）	10,000円
	（4・5歳児）	9,700円

幼稚園・認定こども園保育料【1号認定】

階層区分	推定年収	保育料上限額	母子家庭等
①生活保護世帯	—	0円	—
②町民税非課税世帯 （町民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円	0円
③町民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円	15,100円
④町民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円	—
⑤町民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円	—

◎多子世帯の保育料軽減

（1号認定）

3歳児から小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下を第2子と数えます。

第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

安平町内保育園（所）保育料

追分保育園・はやきた子ども園保育料【2号認定】 《3歳児》

階層区分	推定年収	現行保育料	保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
①生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯 ※母子家庭等は（ ）内の額	～260万円	3,000円 （0円）	3,000円 （0円）	3,000円 （0円）
③町民税所得割課税額 48,600円未満 ※母子家庭等は（ ）内の額	～330万円	8,250円 （7,750円）	8,250円 （7,750円）	8,150円 （7,650円）
④町民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	13,500円	13,500円	13,300円
⑤町民税所得割課税額 169,000円未満	～640万円	20,750円	20,750円	20,450円
⑥町民税所得割課税額 301,000円未満	～930万円	28,600円	29,000円	28,550円
⑦町民税所得割課税額 397,000円未満	～1,130万円		38,500円	34,690円
⑧町民税所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～		39,210円	